

消費生活情報

～定期購入について、おさらいしましょう～

1. 初回限定 お試し価格
2. 2回目お届けしません
3. いつでも解約できます



広告でよく見るなあ。
お得感いっぱいでも魅力的
な宣伝文句だけど意味は
何なのかな？

1. 初回限定お試し価格……数回続く定期購入の1回目だけ特別価格になる。
2. 2回目お届けしません…自動解約にはならず、**解約手続きが必要**。初回の特別価格は取り消され、定価を請求される。
3. いつでも解約できます…条件が細かく決められている場合が多く、申し込みをする前に確認する事が大切。いつでも解約できますは自分の都合で簡単には出来ないを考えるべし。

定期購入のトラブルは販売事業者の問題が有る場合もありますが、消費者の「思い込み」が原因となっている場合も多くあります。思い込みをさせる為の宣伝文句をうのみにしないで、しっかりと内容を確認しましょう。

2回目お届けしませんの場合、初回の特別価格は取り消され定価請求されるのが通常です。
かえて2回目を受け取ってから解約するとお得な場合もあります。

1回目格安

+

2回目割引

=

商品定価額

約1個分の値段で2個
購入できる場合もある

※一例：2回目も割引価格の場合

すべてに当てはまるものではありませんが、損得勘定もしてみましょう。

～お買い物や契約で、心配なときや困ったときは相談窓口へ～

■問・相談先 市役所本庁舎1階 市民生活課消費生活相談窓口

月・水・金曜日(祝日を除く)9時～15時 ☎82-1111 内線1294

その他の曜日は東部地方振興事務所県民サービスセンター(石巻合同庁舎内)でも
相談できます。☎93-5700(平日)又は消費者ホットライン 188